

平成 26 年 10 月 9 日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (15 時 2 分開会)

御報告いたします。6 日の委員会において、坂本委員から「平成 26 年度高知県一般会計補正予算」について御質問があり、財政課から資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いします。報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 6 号議案、第 11 号議案、第 16 号議案、第 19 号議案から第 21 号議案、以上 7 件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。また、第 15 号議案については、継続審査を求める旨の申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって、可決すべきものと決しました。また、諮第 1 号については、賛成多数をもって、棄却すべき旨答申することに決しました。

以下、審査の過程において、論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。「平成 26 年度高知県一般会計補正予算」のうち「学習問題作成委託料」について、執行部から、小中学校の国語における思考力、表現力の育成を図るため、学習問題の作成を委託するものである、との説明がありました。委員から、今までの学力向上のための取り組みをどう評価しているか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、国語、数学の教材シートを活用することで、児童生徒の学習時間が延び、国語や算数・数学の A 問題において、確実な学力改善が図られてきた、との答弁がありました。別の委員から、子供たちには大きな差はない。教える側の力量の向上に力を入れないと、根本的な解決にはならない。今回作成する学習問題をどのように使い、検証していくかが非常に重要であると思うがどうか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、授業改善シートを用いた事業計画をつくり、授業を行う。その効果などについて、教職員や指導主事から評価や意見をもらい、授業力を上げていく。さらに、来年度は教職員の研修を考えている、との答弁がありました。

次に、「高等学校費」について、執行部から、グローバル教育検討推進委員会を設置し、英語教育プログラムの作成や ICT を活用した教育環境の充実に努め、県全体のグローバル教育の推進・発展につなげていきたい、との説明がありました。委員から、グローバル教育については、県独自で進めるということだが、今後、国の指定を目指していくのか、

との質疑がありました。これに対して、執行部からは、スーパーグローバルハイスクールについては、平成27年度の国の概算要求において、新たに100校の予算が要望されており、来年度の指定に向けてしっかり準備を進めていきたい、との答弁がありました。さらに、委員から、グローバル教育をどこまで広げていく考えなのか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、自分で考え、行動できることがグローバル人材の育成の大きな柱だと考えており、各高等学校においてしっかり学んでいくべきと考えている、との答弁がありました。別の委員から、日本が発展をしていくには優秀なグローバル人材が必要であり、大学教育の国際化が進んでいるが、高知県にはそうした流れにつなげていく学校がないため、グローバル教育に取り組んでいくことは非常に重要である。しっかり計画を立てて、次につながるようにすべき、との意見がありました。

次に、警察本部についてであります。「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち「施設整備費」について、執行部から、耐震基準を満たしていない高知警察署の移転候補地として、北向かいのJA高知電算センターの土地及び建物の鑑定や移転補償調査をする経費である、との説明がありました。委員から、南海トラフ地震において新庁舎の1階が浸水のおそれがあるということだが、発災後直ちに救助・治安維持活動ができるのか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、警察庁舎が遠隔地にあると高知市中心部において発災直後の警察活動の展開が難しいため、中心部に位置したほうがよいと考えた。浸水時には車両等が通行できないため、警察活動が制約を受けることは事実であるが、配備しているボートなども活用して警察活動を行っていく、との答弁がありました。別の委員から、高知市内において浸水後の水の引き方に時間差が生じる。高知警察署の周辺では長期間水が引かないため、水が早く引く地域における警察活動ができないおそれがあるが、対策をどう考えているのか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、発災時には新庁舎の1階は浸水するが、車両は警察本部に移動して活用できるようにする。また、ボート11艇を活用した活動と、警察本部に高知警察署の捜査、交通部門等の分署的な事務所の設置を計画しており、高知警察署管内の県民の利便性と浸水時の防犯も考えた両面の活動ができるよう考えている、との答弁がありました。別の委員から、現在、県有ヘリコプターが4機あるが、高知市内にはヘリポートが少ないため、新築後の高知警察署にヘリポートを設置してはどうか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、ヘリポートについては、現在具体的な計画はないが、今後検討したい、との答弁がありました。

次に、諮問についてであります。総務部から、「退職手当支給制限処分に対する異議申し立てに関する諮問」について、酒気帯び運転により懲戒免職処分となった県職員に対して、退職手当の支給制限処分を行ったところ、県知事に対して同処分の取り消しを求める異議申し立てがあり、地方自治法の規定により県議会へ諮問を行うものである。本件は極

めて重大な非違行為であり、県民を挙げて飲酒運転撲滅に取り組んでいる中、退職手当の全部を支給しない処分が相当であり、本件異議申し立てを棄却したい、との説明がありました。委員から、公務員の飲酒運転に対する社会的な批判は大きく真摯に受けとめるべきであるが、退職手当に生活保障的な性格もあることにかんがみて、全額不支給の処分については、今後議論の余地があるのではないかと、との意見がありました。別の委員から、条例に基づいて退職手当の不支給を判断していくことは当然である。再び飲酒運転を起こさないため、また、職員の人生を守るためにも、原則不支給であることを再度徹底する必要がある、との意見がありました。これに対して、執行部からは、職員に対しては、原則不支給の運用方針は通知している。具体的な事例を示しながら、飲酒運転は極めて悪質な非違行為であるということ徹底してきたにもかかわらず、今回の事案が起こった。二度と飲酒運転を起こさないよう、再度徹底したい、との答弁がありました。別の委員から、異議申立人の飲酒運転という行為は許されるものではないが、退職手当の全額不支給処分は別に考える必要がある。条例の規定にある「退職手当の支給制限及び返納・給付等に関する7項目」について、本事案の場合、どう検討し説明しているのか、との質疑がありました。これに対して、執行部からは、加重または軽減をしんしゃくする7つの項目を検討した結果、飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中で、職員の模範となるべき立場の者がこういう行為をした責任は重い。飲酒運転は死亡事故等を招きかねない反社会性が強い違反行為であり、その上、物損事故を起こしており、責任は極めて重大である。非違行為に至った経過についても、車でスナックに行き運転代行業者を呼ぼうともせず、そのまま運転したという、極めて悪質な行為と言わざるを得ない。また、上司及び同僚に担当業務の説明を行って、以後の業務に支障を及ぼさないよう配慮をしたということであるが、当然かつ通常の範囲内の対応であり、これをもって処分の軽減を検討する事情とまでは言えない。異議申立人は、経済的に困窮する、年齢的に再就職が困難という理由で、今回の処分は過酷であると主張しているが、これらは条例に定められたしんしゃくすべき事情に当たらない。以上のことから、一部を支給しない処分とする理由がないと判断している、との答弁がありました。別の委員から、個人的な事情については同情するが、そのことは最初からわかっていたことで、わかっている飲酒運転をした以上、処分に当たってのしんしゃくに値しない、との意見がありました。別の委員から、飲酒運転は罪悪である。公務員は法令・条例を厳守しなければならず、それを犯した者は厳罰に処せられる。それを周知徹底してきた中で今回処置を決めたものである、との意見がありました。また、別の委員から、諮問の趣旨を踏まえると、今回の県の対応に恣意は見受けられず、条例との整合性がある結論であり、県の見解と対応案に異議はない、との意見がありました。審査の結果、本異議申し立ては賛成多数をもって、これを棄却すべきであると答申すべきものと決定いたしました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 7ページの諮問のところですが、参考人招致をお願いして、それは少数否決になったということは触れておく必要があるんじゃないですか。

◎ そういう文言に変えましょう。

◎ それと6ページの、県有ヘリコプターが4機あると言ったものの、正確には1機は消防庁からの貸与なので、県有というのをやめて、県で使えるヘリコプターが4機あるとか、県のヘリコプターが4機としたほうが正確かなと。

◎ そこは、危機管理部に確認して。

◎ 第15号議案で、認定こども園の職員定数問題のところ、高知県での子育て支援としたら、充実させたほうがよかったんじゃないですかという議論をさせてもらったと思いますが、コンパクトで構わないので短い形で加えていただけたら大変ありがたいです。

◎ それなら、新たにどこかへコンパクトに入れたらいい。

◎ 議案の順番でね。

ほかには、いいですか。

(な し)

◎明神委員長 正場に復します。

この報告は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(15時18分閉会)